

令和3年 8月17日

保護者 様

千葉県立下総高等学校
校長 長 野 泰 紀

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施することでの注意点について（お知らせ）

生徒に対する新型コロナワクチンの接種について、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種（「学校集団接種」）については、予定されておりませんが、新型コロナワクチン接種に伴う出欠については、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動時間に長時間を要する場合等は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」に該当すると判断し、これに係る取り扱いを下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

なお、これに伴う欠席等の連絡は、保護者より状況等の説明をお願いします。

記

1 新型コロナワクチン接種に伴う出欠等の取扱いについて

ア 期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動時間に長時間を要し、登校することが困難な場合「出席停止・忌引き等の日数」として扱う。

イ 期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種後に登校又は接種前に登校が可能な場合 ワクチン接種に係る最低限度必要な時間及び移動場所までに必要な時間を、「非常変災等による時間として」、授業に出席できないことがやむを得ないものとする。

2 ワクチン接種後の副反応を理由に欠席した場合について

ア 接種後、生徒に発熱等のかぜの症状が見られるとき 学校保健安全法の規定に基づく出席停止の措置とする。

イ 接種後、生徒に発熱等のかぜの症状以外が見られるとき 状況等を保護者よりご報告いただき、校長が適切に判断する。